

# デジタル基盤の整備目標の達成に向けた国庫補助制度の継続・拡充等

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現には**光ファイバや携帯電話等のデジタル基盤の整備・安定的維持が不可欠**
- きわめて不利な地理的・財政的条件の地域には、**ユニバーサルサービス交付金制度の効果が行き渡らないことが懸念**
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画における**デジタル基盤の整備目標を達成するには、国庫補助制度の継続・拡充等が必要**

光  
フ  
ァ  
イ  
バ

デジ田インフラ整備計画	必要とされる対応	国の施策（と課題）	提言
<p>2027（R9）年度末までに <b>世帯カバー率99.9%</b></p> <p>（現状） 全国 99.72%（R3年度末）</p> <p>※ 本県を含む12県が整備率99%未滿 ※ 本県は、整備済地域のうち22市町村（全34市町村中）において公設設備を有している。</p>	<p><b>【未整備地域解消】</b> 山間部や離島といった、きわめて不利な条件の地域での整備を図る。</p> <p><b>【民間移行（安定的維持）】</b> 採算性の低い地域の公設設備を民間移行させ、新交付金制度による安定的維持を図る。</p>	<p><b>高度無線環境整備推進事業</b> （対象費用：新規整備・高度化費用） <b>課題1</b>：市町村にとって自己負担が大きい <b>課題2</b>：公設設備の高度化が対象外</p> <p><b>ユニバーサルサービス交付金制度</b> （対象費用：維持管理費用） <b>課題1</b>：公設設備が支援対象外（支援対象となるには民間移行が必要）</p> <p><b>課題2</b>：未整備地域解消、公設設備の民間移行が副次的な政策目的ではあるが、見通しは不透明（事業者の整備等計画に依存）</p>	<p><b>(1) 高度無線環境整備推進事業の拡充</b> 自治体が、民間移行を前提に、 <b>ア 新規整備に取り組む場合</b> 同事業における補助率（現行2分の1等）を引き上げること。 <b>イ 公設設備の高度化に取り組む場合</b> （民間移行の際の障壁をなくすため）公設のままの高度化への支援策を設けること。 ※R4二次補正予算措置の恒常化</p> <p><b>(2) 地元自治体との意見交換等</b> 「特別支援区域整備・役務提供計画書」を事業者が策定する際は、地域協議会の枠組により地元自治体との意見交換等を実施すること。</p>

携  
帯  
電  
話

デジ田インフラ整備計画	必要とされる対応	国の施策（と課題）	提言
<p>2023(R5)年度末までに、<b>すべての居住地で4Gが利用可能</b>な状態を実現</p> <p>（現状） 全国 99.99%（R3年度末）</p> <p>※ 本県では、R3年度末時点で、400を超える世帯が不感エリア ※ 整備の主役を担う携帯キャリアは、現在5G整備に注力しており、新たな4Gのエリア整備にリソースがさけない状況</p>	<p><b>【公設基地局整備支援】</b> 携帯キャリアが「整備済」としても、自治体が現地調査をすると、地形等により電波が届かないエリアも存在することから、自治体が行う居住地エリアの整備に対する支援が必要</p>	<p><b>携帯電話等エリア整備事業</b> （対象費用：基地局の整備費用等）</p> <p><b>課題</b>：居住地への整備が対象外 ※「エリア外人口の減少は携帯キャリアの自主事業等によるところが大きい」との理由から、R2年度から補助対象が居住地から非居住地に変更</p>	<p><b>(3) 携帯電話等エリア整備事業の拡充</b> 自治体の基地局整備による居住地のエリア化を対象とすること。</p>